**逗子市地域防犯カメラ設置事業補助金**

**申請の手引き**

**令和5年10月**

**（令和5年度設置事業用）**

**逗子市防災安全課**

目次

１　逗子市地域防犯カメラ設置事業補助金制度の概要・・・・・・・・p.1～2

２　防犯カメラ設置の準備・補助金交付申請等手続きについて・・・・p.3～9

３　維持・管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.10

４　管理運用基準の作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.11～13

５　Q＆A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.14～17

６　問い合わせ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.18

**1　逗子市地域防犯カメラ設置事業補助金制度の概要**

**（１）制度の目的**

自治会・町内会等の団体が、地域の安全・安心なまちづくりを目的に、防犯カメラを新たに

設置する事業に対し、設置費用の一部を補助します。

**（２）補助対象となる団体**

**ア**自治会

　　イ　町内会

　　ウ　マンション等の管理組合

　　エ　商店会

**（３）補助対象経費**

ア　新たに設置する防犯カメラの機器等の購入費

　　　（ア）防犯カメラ本体

　　　（イ）録画装置

　　　（ウ）保護カバー

　　　（ウ）防犯カメラの設置を示す看板

　　　（エ）その他市長が必要があると認めるもの

　　イ　設置のための工事費

　　　（ア）防犯カメラ本体の設置工事費

　　　（イ）防犯カメラを設置するための柱の工事費

　　　（ウ）ケーブル等の設置工事費

**（４）補助対象外経費の例**

　　ア　既存の防犯カメラの更新（新たに設置する防犯カメラが補助対象です。）

　　イ　レンタル、リースの防犯カメラ

ウ　各種許可申請及び手続費

　　エ　将来にわたる機器の保守点検及び電気料金等の維持管理経費

　　オ　クレジットカード、ポイントカードを利用して支払った費用

　　カ　専門業者に注文せず、申請者等が自費で設置した防犯カメラ及び独立柱　等

　　キ　設置団体が自ら物品購入した際にかかる交通費・ガソリン代・駐車場代・送料・

代引き手数料　等

　　ク　常時監視が可能となるモニター

　　ケ　予備のSDカード等の記録媒体の代金

**（５）補助対象となる防犯カメラ**

　　　地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し記録するために、特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

**（６）補助対象外となる防犯カメラ**

　　道路等の公共空間ではないところ（マンションの敷地内、自治会館の室内、個人宅に至る私道等）のみを撮影するように設置されたカメラは補助対象外となります。あくまで、道路等の公共空間を撮影し、地域全体にとって犯罪防止につながる場所に設置していることで補助対象となります。

**（７）補助額**

補助額は防犯カメラ1台につき、補助対象経費の４分の３（千円未満切り捨て）又は25万

円のいずれか低い額です。

**（８）補助台数**

　　　令和５年度の補助台数は５台です。

　　　補助台数を超える申請があった場合は、以下のとおり補助団体を決定します。

　　　①過去に逗子市地域防犯カメラ設置事業補助金制度を利用した事業を行っていない自治会・

　　　　町内会等の団体を高優先度の団体、それ以外の団体を通常優先度の団体とします。

　　　②まず高優先度の団体から補助団体を選び、残った補助台数分を通常優先度の団体から選び

ます。

　　　③高優先度の団体の数が補助台数を超えていた場合、もしくは通常優先度の団体の数が残っ

た補助台数を超えていた場合には、抽選で決定します。

**（９）管理運用**

プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、「管理運用基準」を作成・提出していただきます。（p.11参照）

**（１0）令和５年度設置事業に係る補助金申請から補助金交付の流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和５年10月31日（火）まで | 各管理者等との事前協議終了後に、必要書類を添えて補助金交付申請書を防災安全課へ提出 |
| 令和５年11月中旬 | 補助金交付決定、その後設置工事開始 |
| 令和6年２月中旬まで | 設置工事の完了  実績報告書・請求書の提出 |
| 令和6年3月末まで | 自治会・町内会等への補助金の振込 |

**2　防犯カメラ設置の準備・補助金交付申請等手続きについて**

　逗子市地域防犯カメラ設置事業補助金を活用した防犯カメラの設置については、その目的や設置場所、設置や維持管理に要する費用、自治会・町内会等の合意や許可手続き等を理解したうえで準備を進めていただく必要があります。

**補助金の交付決定後は、補助金申請を辞退することはできません。**

　上記をよくご理解の上、以下の事項を参考に手続きを進めてください。

　設置に向けた相談のスケジュール・設置の許可等

**１　設置プランを作成する**

自治会・町内会等による設置プランの作成

相談①　逗子警察署（生活安全課）に設置場所の相談をしてください。

相談②　手続きに関して防災安全課に相談をしてください。

相談③　設置を希望する場所の所有者、電柱等の場合にはその所有者にも設置の可否を相談してください。また、所有者に相談したことを示す書類の提出が必要です。

**２　地域の合意を得る**

　防犯カメラの設置について、自治会・町内会等の総会、役員会、委員会等で合意を得てください。また、合意を得たことがわかる議事録等の提出が必要です。

**３　補助金を申請する**

必要書類を添えて補助金交付申請書を防災安全課へ提出してください。

　※設置する場所に応じて、使用許可等を得る必要があります。

　　市有地や電柱に設置する場合は、申請から許可までに時間がかかる他、設置に関して

の制限があります。

**（１）設置プランを作成する**

設置する目的等を整理し、どこに設置し、どのように維持管理していくかを考えておく必要があります。以下の点についてあらかじめ整理しておきましょう。

　　ア　設置目的

　　　地域で発生しているどのような犯罪を防ぎたいのか、という目的を考えます。

　　イ　設置場所・撮影範囲

　　　犯罪を防止するために効果的な設置場所を検討します。

　　　また、地域で不安に思っている場所も調べます。

　　　　※逗子警察署（生活安全課）にも相談しましょう。

　　　　　地域の犯罪発生状況から防犯上効果的な設置場所について助言をもらうことができます。

　　　　※道路等の公共空間を撮影し、地域全体にとって犯罪防止につながる場所に設置していることで補助対象となります。

　　ウ　設置場所の表示

　　　防犯カメラが設置されていることを表示する場所を検討してください。

　　　防犯カメラの犯罪抑止効果を高めるために、防犯カメラの設置を明示することを強く推奨します。

【表示例】

**防犯カメラ作動中**

**〇〇自治会**

　　エ　許認可申請手続き（各管理者に相談）

　　　設置場所によっては、補助申請手続き前に許認可手続きが必要になります。一般的には下記表のとおりですが、その他の手続きを求められる場合もありますので各管理者と十分相談してください。

　　　その後、設置場所の管理者に相談したことを示す書類を任意様式で作成し、防災安全課に提出してください。記載例は、下記表の欄外。（会長名の記載が必要）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置物 | 区分 | 許可条件等 | 必要な手続き等 |
| ・防犯カメラ及び付属物  ・独立柱 | 民有地等 | ・土地建物等の所有者の協議及び承諾が必要です。  ・私道、民有地上の既存の独立柱（中継柱含む）へのカメラの設置は所有者の承諾があれば可能です。ただし、安全面等については自治会・町内会等で検討してください。 | ・土地等使用承諾書 |
| （防犯カメラの一部が公道の上空にかかる場合）  道路占用許可が必要です。 | ・道路占有許可申請を行い、許可が必要になります。 |
| 公園内 | 公園管理者（緑政課）との協議が必要となります。まずは、相談してください。  公園管理者が定める基準に適合するものに限り許可されます。  ・原則、独立柱への設置となります。 | ・公園管理者に公園施設設置許可申請を行い、許可が必要になります。 |
| 道路上  （私道を除く。） | 防災上の観点から、基本的に認めることができません。やむを得ない事情による場合等は、個別に道路管理者に相談してください。 | ・道路管理者に道路占用許可申請を行い、許可が必要になります。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置物 | 区分 | 許可条件等 | 必要な手続き等 |
| ・防犯カメラ及び付属物 | 東電柱に共架又はNTT柱に添架 | ・電柱へ設置する場合は、電柱を設置している会社の許可が必要となりますので東電タウンプランニング、NTTへ相談してください。  ・電柱の設置場所により土地所  有者等（県、市、民間等）の手続きも必要です。  ・街路灯がついている電柱へ  カメラを設置する場合は、街路灯の灯りを遮らない位置に設置してください。また、設置工事の際に街路灯には触れないよう業者へ指示してください。  ・p.18にお問い合わせ先を記載しています。 | ・東電柱に共架する場合は、東電タウンプランニングへ共架可否判定の申込みを行い、設置が可能か協議してください。  可否判定料がかかります。  ・NTT柱に添架する場合は、他に設置する場所がない場合に限ります。設置が可能か、事前協議をしてください。 |
| 街路灯がついている鋼管ポール等に共架 | ・許可されません。（中継柱含む） |  |

　　　【設置場所の所有者に相談したことを示す書類の記載例】

〇年〇月〇日

（民有地の場合）

土地所有者に相談しました。

交付決定後は、速やかに承諾書をいただく予定です。

（公園や道路の場合）

土地所有者に相談しました。

交付決定後は、速やかに申請し、許可をいただく予定です。

（電柱の場合）

土地所有者及び電柱所有者に相談しました。

交付決定後は、速やかに申請し、許可をいただく予定です。

○○自治会（町内会）　会長　○○　○○

　　オ　設置費用・維持管理費用の計画

　　　複数の事業者に設置の見積書を作成してもらいましょう。

　　　維持するための電気料、占用料等も合わせて確認します。

　　　※申請した台数の一部しか補助されないことがあります。そのため、**１箇所１台ずつの見積**

**書を取得してください**。１箇所ごとに見積書を取得すると高額になる場合や１箇所に複数

台設置を計画する場合は、次の方法を検討してください。

　　　　（ア）１箇所と複数箇所とで費用が変わらない事業者から見積書を取得

　　　　（イ）１台と複数台とで費用が変わらない事業者から見積書を取得

　　　　（ウ）補助がなかった台数分は、自治会・町内会の自主財源で設置する

　　　　【例】「１箇所２台を計画し、見積書を取得していたが、１箇所１台の補助金交付決定だ

　　　　　　　った。再度１箇所１台で見積書を取得したところ、２台分と変わらないくらい高額

だった。」（なお、この場合であっても補助金の辞退はできません。）

　　カ　補助額の計算

自治会・町内会等の予算額を計算するために、必要に応じてあらかじめ補助額を計算しま

す。

※補助額は、設置箇所ごとに計算します。

※見積書の項目は、税抜き価格の場合と税込価格の場合があります。計算時には注意して

ください。

　　　【例１】補助対象経費の合計が432,100円（税込）の場合

　　　　　　　①　432,100円×3/4＝324,075円 ・・・補助率

　　　　　　　②　324,075円→324,000円 ・・・千円未満切り捨て

　　　　　　　③　324,000円＞250,000円 ・・・上限額との比較

　　　　　　　→補助額は250,000円（自治会・町内会等の負担額は182,100円）

　　　【例2】補助対象経費の合計が321,000円（税込）の場合

　　　　　　　①　321,000円×3/4＝240,750円 ・・・補助率

　　　　　　　②　240,750円→240,000円 ・・・千円未満切り捨て

　　　　　　　③　240,000円＜250,000円 ・・・上限額との比較

　　　　　　　→補助額は240,000円（自治会・町内会等の負担額は81,000円）

　　キ　防犯カメラ管理運用基準の作成

　　　　プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、「逗子市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った管理運用基準を作成しましょう。

　　　　補助金の交付決定があった場合は、速やかに提出していただきます。

　　　　→管理運用基準の作成例はp.11を参照

**（２）地域の合意を得る**

　　ア　「**（１）設置プランを作成する**」で作成した計画を、地域の方へ説明し、合意を得ましょう。

　　イ　補助金交付申請時に、防犯カメラの設置が自治会・町内会等の総会・役員会・委員会等で承認されたことを証する書類が必要となります。総会議事録の写しや、地域で合意を得た日時、会議名等を記した書類（会長名と押印が必要）等です。

**（３）補助金を申請する**

　　ア　補助金交付申請書を提出

防犯カメラの設置にあたり、補助金交付を希望する場合は、必要書類を添えて地域防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（第2号様式）を防災安全課へ提出してください。

　　　地域防犯カメラ設置協議書（第１号様式）も併せてご提出ください。

　　　（令和５年10月31日（火）まで）【締切日厳守】

※なお、市の予算の範囲内で補助を実施するため、申請しても補助されない場合や、申請した台数の一部しか補助されない場合があることをご理解ください。

　　イ　補助金交付決定・事業着手届の提出

　　　　令和５年10月中旬に、補助金の交付決定を通知します。

　　　　交付決定後に設置工事を開始してください。

　　　　地域防犯カメラ設置事業着手届（第9号様式）を提出してください。

　　ウ　工事完了・実績報告書の提出

　　　工事完了後、必要書類を添え、地域防犯カメラ設置事業完了届（第10号様式）を提出して

ください。（令和６年２月中旬まで）【締切日厳守】

　　エ　補助金の振り込み

　　　令和６年3月末までに、指定口座へ補助金の振り込みを行います。

【申請書類一覧】

申請時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 様式等 |
| １ | 地域防犯カメラ設置事業補助金交付申請書 | 第2号 |
| ２ | 地域防犯カメラ設置協議書 | 第1号 |
| ３ | 団体規約 | 任意書式 |
| ４ | 団体調書 | 第3号 |
| ５ | 逗子市地域防犯カメラ設置事業対象団体役員名簿 | 第4号 |
| ６ | 地域防犯カメラ設置事業計画書 | 第5号 |
| ７ | 地域防犯カメラ設置事業収支予算書 | 第6号 |
| ８ | 地域防犯カメラ管理責任者等届出書 | 第7号 |
| ９ | 設計書、仕様書 | 任意書式 |
| 10 | 設置場所、設置個所を明記した図面・写真 | 任意書式 |
| 11 | 工事見積書又は工事契約書（写し） | 任意書式 |
| 12 | 設置が団体の総意であることを証する書類 | 任意書式 |
| 13 | 土地所有者に相談したことを示す書類 | 任意書式 |

交付決定後

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 様式等 |
| １ | 地域防犯カメラ設置事業着手届 | 第9号 |
| ２ | 防犯カメラの管理運用基準 | 任意書式 |
| ３ | 地域防犯カメラ設置事業完了届 | 第10号 |
| ４ | （該当する場合）  地域防犯カメラ設置事業補助金交付決定変更承認申請書 | 第11号 |
| ５ | 地域防犯カメラ設置事業実績報告書 | 第13号 |
| ６ | 地域防犯カメラ設置事業収支報告書 | 第14号 |
| ７ | 領収書の写し | 任意書式 |
| ８ | 地域防犯カメラ設置場所の確定図面 | 任意書式 |
| ９ | 竣工写真 | 任意書式 |
| 10 | 地域防犯カメラ設置事業補助金交付請求書 | 第15号 |
| 11 | 通帳の写し | 任意書式 |

**３　維持・管理について**

**（１）防犯カメラの維持管理**

　　ア　保守管理

　　　防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきた

す可能性があります。

　　　機種の選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対

応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、修繕に係る

経費をあらかじめ見込んだ計画が必要です。

　　　（保守点検や電気料金等の維持管理経費は補助の対象となりません。自治会・町内会等負担

となります。）

　　　【参考】防犯カメラ維持管理にかかる費用

・電気代が発生します。そのほか、電柱に設置する場合は電柱共架料が必要となります。電柱共架料については東電タウンプランニング、ＮＴＴへお問い合わせください。

・保守点検費用は、設置場所や防犯カメラの種類により異なりますので設置業者や専門業者等に相談してください。

　　イ　定期点検

　　　防犯カメラを設置したら、定期的に「作動しているか」「破損はないか」などの点検を行っ

てください。防犯カメラの留め具などが破損していると、落下する恐れがあり危険です。

　　　※カメラの落下などで事故が発生した場合は自治会・町内会等の責任となる場合もあります。

　　ウ　継続使用

設置後、５年間は継続して運用してください。

**（２）防犯カメラ管理運用基準に従った防犯カメラの運用**

作成した防犯カメラ管理運用基準に基づいて運用します。

　　ア　管理責任者による管理

　　　　管理運用委員会の管理責任者が防犯カメラを適切に設置及び運用します。

　　イ　画像データの保存・取扱い

画像データが外部に漏れることのないよう防犯カメラの管理運用基準に従い、適切な管理を行ってください。

**４　管理運用基準の作成例**

○○○自治会地域防犯カメラ管理運用基準

１　目的

　　この管理運用基準は、地域防犯カメラの設置及び運用に関し、○○○自治会（以下、当自治会という。）が順守すべき事項を定めることにより、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を行うことを目的とする。

２　定義

（１）地域防犯カメラとは、地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラをいう。

（２）画像データとは、地域防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

３　地域防犯カメラの設置場所・撮影区域

　　地域防犯カメラの設置場所・撮影区域は別紙のとおりとし、当該地域防犯カメラを用いて以下の事項を行ってはならない。

（１）特定個人及び建物等を撮影対象とすること。

（２）モニター等を利用して常時監視を行うこと。

一例として、管理運用委員会に自治会・町内会等長を含み、自治会・町内会等長が委員長を担うこととしていますが、地域でよく確認し、自治会・町内会等で運営していける委員会を設立しましょう。

４　管理運用委員会の設置

　　地域防犯カメラの管理運用を適切に行うための「○○自治会地域防犯カメラ管理運用委員会（以下「管理運用委員会」という。）」を以下のとおり設置する。

（１）管理運用委員会は、当自治会の正副会長を含む委員○名で構成する。

（２）委員の中から、委員長、副委員長、各1名を選任し、委員長は、当自治会会長が担うものとする。

（３）管理運用委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

（４）管理責任者は管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故等がある時はその事務を副委員長が代行する。

５　管理運用委員会の責務

　　地域防犯カメラの管理運用は、管理運用委員会が行うものとし、次項以下に定める事項を順守するものとする。

６　地域防犯カメラの設置の表示

　　管理責任者は、設置区域内の見やすい場所に、地域防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

７　画像データの保存・取扱い

　　管理責任者は、画像データが外部に漏れることのないよう、以下のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

（１）地域防犯カメラ等の操作担当者の指定

　　　管理責任者は、必要であると判断する場合は、地域防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を指定するものとし、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

（２）画像データの保存期間

　　　画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は７日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

（３）画像データ等の管理

　　　地域防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（ＳＤカード、ハードディスク等）やパソコンについては、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「９」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

（４）画像データの消去

　　　保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

　　　また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うものとする。

８　目的外利用の禁止

　　管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

　　また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

９　画像データ等の外部に対する提供

　　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。

　ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

（１）法令の定めがあるとき。

（２）本人の同意があるとき。

（３）人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（４）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（５）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10　画像データ等の閲覧

　　「９」の規定に基づき、第三者に閲覧させる場合は、以下の手順に則り行うものとする。

（１）閲覧を求める者は、管理運用委員会へ申請し承認を得なければならない。

（２）閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧簿に記載する。

閲覧については、２名以上の委員が立ち合いのもと行うものとする。

11　画像データ等の持ち出し

　　「９」の規定に基づき、画像データ及び画像の持ち出しを行う場合は、以下の手順により行うものとする。

（１）持ち出し作業については、管理運用委員会へ申請し、承認を得なければならない。

（２）持ち出し作業は、２名以上の委員立ち会いのもと行うものとする。

（３）持ち出しの日時、持ち出しの目的、持ち出す者及び画像の範囲（日時・場所）などを持ち出し簿に記載する。

（４）持ち出した画像データ及び画像は使用後速やかに管理運用委員会へ返却しなければならない。

12　苦情等の処理

　　管理責任者は、当該地域防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

13　保守管理について

　　管理運用委員会は、地域防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

14　その他

　　この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

15　保守・維持管理のための積立金について

　　地域防犯カメラが故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。

附　則

１　この管理運用基準は令和○年○月○日から施行する。

**５　Ｑ＆Ａ**

Ｑ1　補助額はいくらとなるのか？

補助額は1台あたり、補助対象経費の４分の３又は25万円のいずれか低い額です。

Ｑ2　申請したものはすべて補助されるのか？

逗子市の予算の範囲内で補助を実施するため、申請をいただいても補助されないこと、1台あたりの補助金額が変更されること、及び申請した台数の一部しか補助されないことがあります。

Ｑ3　どんなカメラを設置したらいいのか？

公益社団法人日本防犯設備協会（<https://www.ssaj.or.jp/>）が定める、優良防犯機器認定基準（RBSS基準）に適合している製品を推奨します。

※設置場所や用途により防犯カメラの種類は様々ですので専門業者に相談してください。

Ｑ4　街路灯がついているポール（中継柱を含む）に防犯カメラを設置できるか？

支柱の強度が十分に確認できないこと、カメラの落下やポールの倒壊による事故が発生した場合に、責任の所在があいまいになってしまうことから、認められません。

Ｑ5　防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任は？

あくまでも事故が起因した原因により責任の所在は決まりますが、適切な維持管理を行わなかったことによる事故については、責任を問われる場合もあります。自治会・町内会等の責任者におかれては、管理責任者として事故の際の対応をしてください。

Ｑ6　防犯カメラを撤去したいときは？

設置後、５年間は継続して運用してください。

Ｑ7　私道や民有地の使用に対し許可が取れない場合は？

土地等使用承諾書の提出がない民有地部分については工事を行うことができません。

Ｑ8　提出書類の「設置場所を明記した図面（地図等）」はどのようなもの？

設置したい場所の把握ができ、どの向きでカメラをつけたいかが判断できればどんな様式でも構いませんが、設置箇所特定の目印にもなるため、分かっている限りの情報をご記入いただければと思います。「○○公園前」、「○○さん宅東側」など、場所が特定できる程度の地図の作成にご協力お願いします。



・□□公園向かいの○○自治会館の東側壁に設置

・××小学校、◇◇幼稚園の方向を撮影

Ｑ９　設置場所の写真の例を教えてほしい。

＜申請書類番号10　設置場所の写真例＞

　部分ではなく全景がわかるようにお願いします。

設置位置等の

補記

　（できる限り多方向から撮影した写真をご提示ください。）

**× 　　○**

その他相談例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Q | A |
| 補助金の辞退 （防犯カメラ設置の取りやめ） | 辞退したい。 | 交付決定後の辞退はできません。（交付決定前であっても手続き上辞退ができない場合があります。） |
| 予定していた場所の占用許可が下りなかったので辞退したい。 | 辞退はできません。設置できる場所を選定し、設置してください。  なお、事前に相談し許可が下りていた場合であって許可が下りなかった例はほとんどありません。 |
| 許可が下りると思って所有者に相談していなかったが、許可が下りなかったので辞退したい。 | 辞退できません。設置できる場所を選定し、設置してください。 なお、申請時に判明したら申請を受け付けません。 |
| 予定した台数どおりの交付決定がなかったので、辞退しようと思う。 | 辞退できません。 |
| 時間があるので、年が明けてから設置しようとしたが、間に合わなかったので辞退したい。 | 辞退できません。占用許可が下りなかった、予定していた防犯カメラが廃番になっていた、工事業者が多忙で工事が遅れてしまった、様々な場面があるので、交付決定後は速やかに工事を開始してください。 |
| 交付決定後、途中で役員の変更があり、設置しないこととした。 | 辞退できません。 |
| 交付決定後、年度途中の会議で設置反対の議決があった。 | 辞退できません。 |
| 補助金の申請関係全般 | 補助金の申請手続きが煩わしいため、提出が必須と言われる書類だとしても提出しない。 | 必ず書類は提出して下さい。補助金の申請手続きは示しておりますので、手間も含めて十分に確認していただき申請するかどうかを決定してください。 |
| 書類の再提出を求められたが、軽微な内容だと思うので、修正しない。等 | 修正が必要なものだけお願いしておりますのでご対応をお願いします。 |
| 仕事があるため、修正であっても何度も市の窓口に行くことはできない。 | 申請書類等を事前にメールや郵送で送付していただき、確認することもできますので、その方法もご検討ください。 |
| 交付決定後に値上げがあった。補助金額は増えないか。 | 予算の範囲内で決定しているため、補助金額は増えません。 |
| 交付決定後に値下げがあった。補助金額は据え置きか。 | 既に交付決定した金額以下に変更する可能性があります。市に連絡してください。 |
| 交付決定日前に工事をして設置してもよいか。 | 交付決定日前の工事は、すべて補助対象外となります。 |
| クレジットカードで支払いたい。（ポイントカードにポイントを貯めたい。） | 支払った金額分は、補助対象外となります。口座振込又は現金支払いをお願いします。 |
| 工事前の写真を撮影し忘れた。 | 申請前、交付決定後、工事着手時等撮影の機会はありますので早めに撮影してください。 |
| どういった写真を撮ればいいのか | 工事前の写真と同じ角度、位置から撮影してください。その際、防犯カメラが道路を撮影していることがよくわかるようにしてください。不安な場合は、近めから遠めからと複数枚撮影して下さい。 |
| 振込口座はメールに記載した番号でお願いします。通帳の写しは提出しません。 | 現に口座に誤りがあり、補助金を入金できなかったことがあります。決められた期日までに市から入金ができなかった場合も補助金を交付できない場合がありますので提出をお願いします。 |
| 防犯カメラの機器と保守点検費用がパッケージ料金となっており、保守点検を取りやめても金額が変わらない。保守点検は取りやめないといけないのか。 | 業者によっては、機器に保守点検がサービス（無料）で含まれており、取りやめても金額が一切変わらない場合があります。その場合、保守点検をやめる必要はありませんが、見積書の欄外に金額が変わらない旨を追記してください。 |
| 負担軽減のため、総会で議事録を作成せずに、決定事項だけを１枚の紙にまとめているので、その用紙の提出でよいか。 | 会議名、会議のあった日時、地域の合意があった旨等を記した用紙を証明書として提出してください。（会長名と押印も必要です。） |

**６　問い合わせ先**

■　設置場所等に関するお問い合わせ先

逗子警察署　生活安全課　TEL：046-871-0110

■　道路上の設置に関するお問い合わせ先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置場所 | 問い合わせ先 | 電話番号 |
| 市道 | 逗子市役所　都市整備課 | 046-873-1111 |
| 県道・国道 | 横須賀土木事務所  計画建築部　許認可指導課 | 046-853-8800 |

■　公園内の設置に関するお問い合わせ先

逗子市役所　緑政課　TEL：046-873-1111

■　電柱への設置に関するお問い合わせ先

　　１　東電柱に設置

　　　東電タウンプランニング株式会社

共架オペレーションセンター

TEL：048-637-3970　または　048-637-3971

参考：東電タウンプランニング株式会社｜電柱共架

https://www.ttplan.co.jp/electric/kyouga.html

　　２　ＮＴＴ柱に設置

　　　株式会社ＮＴＴ東日本南関東

アクセスオペレーションセンタ　アクセスカスタマ部門添架担当

TEL：042-312-9009

参考：NTT東日本｜電柱・管路等の利用条件等

https://www.ntt-east.co.jp/info-st/conguide/kanro/

■　防犯カメラの機種選定・設置などのご相談先

　　特定非営利活動法人　神奈川県防犯セキュリティ協会

TEL/FAX：045-451-0232

参考：NPO法人神奈川県防犯セキュリティ協会「神防協（じんぼうきょう）」

http://www.sssak.org/

■　地域防犯カメラ設置補助金制度全般に関するお問い合わせ

　　逗子市役所　防災安全課　TEL：046-873-1111